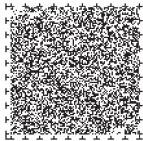


## 第4章 取り組みと役割分担



## 基本目標の見方と考え方

### 基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり

#### (1) 支援の情報をわかりやすく伝える

現状と課題分析に関する詳細は資料編に掲載しています。

すべての住民、団体、機関等が取り組むべき方針を示しています。

様々な立場における取り組み例を示しました。これらは努力目標であり、強制するものではありませんが、一人ひとりの取り組みが、地域福祉を推進するための大きな力となります。

##### 現状と課題

基礎調査の中で「介護制度や老人ホームの情報等よくわからないことが多い。」「障がいがある子を育てる中で、どのような支援があるのか情報が少なくて戸惑った。いろいろなタイミングで、スムーズに情報が手に入るようにしてほしい。」「外国人の人々が生活する上では必要な情報を得るのは大変だ。」等の意見が出されました。必要に応じて適切な情報を提供すること、自らにとって必要な情報を的確に得ることの大切さを再認識する必要があります。

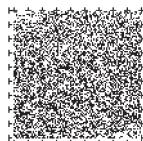
##### 取り組みの方針

福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりをすすめます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

##### 取り組みのキーワード

##### 役割分担

自 助	自分や家族の取り組み	知る	●普段から広報や回覧板等に目を通し、いざという時に必要な福祉に関する支援情報を関心を持ちます。
		伝える	●困った時に必要な情報については、相談機関等へ積極的に伝えています。
自助・共 助	隣近所で協力した取り組み	近所づきあい	●近所づきあいを大切にし、福祉に関する支援の情報を、お互いに気軽に交換し合える関係を築きます。
	地域の組織・団体の取り組み	情報交換の場づくり	●福祉に関する支援については、回覧板等を活用し積極的に周知し、講演会や研修会や座談会を開催したり、情報交換や意見交換ができる場や枠を設けます。 ●心地いい空間をサロンや子育てサークル等の場、障がいがある人やその家族の団体での集まり等を活用し、情報を共有します。
共 助	事業所（非営利法人を含む）等の取り組み	丁寧な説明	●福祉サービス事業所等では、利用者やその家族だけでなく、地域の人たちに支援の情報やサービス内容を理解してもらうため、わかりやすいホームページやパンフレットを作成したり、施設見学等を積極的に開催します。



### 1-(1) 支援の情報をわかりやすく伝える

共 助	社会福祉協議会 の取り組み	広報の充実	●「社協だより」やホームページ、パンフレットを充実し、紙面の文字の拡大や平易な文章表記等、わかりやすい情報提供に努めます。
		地域の場の活用	●サロン等の小地域福祉活動の場に参加し、他の地域で行われている福祉活動や福祉の支援についての情報提供を行います。
		地域人材との連携	●民生委員児童委員や福祉委員等と連携し、窓口の幅広い情報の提供に努めます。
公 助	行政の取り組み	広報の充実	●「広報やの」やホームページ、パンフレット等で福祉情報を充実し、紙面の文字の拡大や平易な文章表記等、わかりやすい情報提供に努めます。また、FMハラ女(防災ラジオ)を活用して広く情報を伝え、できるだけ対象者に届く配慮をします。
		公の場の活用	●地域の組織や団体、保育所等や小・中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の周知・浸透に努めます。
		専門相談窓口の周知	●福祉に関する支援についての情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図り、窓口では情報が正しく伝わるよう、コミュニケーション支援等の合理的配慮に努めます。 ●行政が主催する研修会等では出来るだけさまざまな市民に情報が届くよう配慮します。 ●福祉に関する情報周知や窓口対応を充実するための点検リストを作成し、定期的な点検を行います。

\*「保育所等」とは保育所(園)・幼稚園・認定こども園を含みます。

この計画期間中に行政として地域福祉推進のために特に重点的にすすめるべき取り組みを強調しました。

社会福祉協議会の具体的な取組は第5章に示しました。

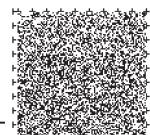
#### 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成28年度)	⇒	目標 (平成32年度)	担当
福祉に関する情報周知や窓口対応のための点検リストによる達成度	未達成	⇒	100%	福祉課
福祉や介護や医療のことについての情報の周知などで『満足』『まあまあ満足』と答えた市民の割合	6.7%	⇒	10%	アンケート

#### ◆評価指標と目標の考え方◆

本計画では今後の取り組みによる成果を客観的に評価・点検するための一つの材料として評価指標と目標を設けています。

ただし、この目標を達成したからといって、必ずしも地域課題が解決したとは言えない場合があります。評価については、目標の達成度と併せて、取り組み内容や体制の変化等、複合的・総合的に判断する必要があります。



# 基本目標 1 相談しやすい雰囲気づくり

## (1) 支援の情報をわかりやすく伝える

### 現状と課題

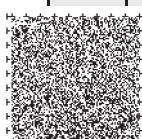
基礎調査の中で「介護保険制度や老人ホームの情報等よくわからないことが多い。」「しうがいがある子を育てる中で、どのような支援があるのか情報が少なくて戸惑った。いろいろなタイミングで、スムーズに情報が手に入るようにしてほしい。」「外国人の人が生活する上では必要な情報を得るのすら難しい。」等の意見が出されました。必要に応じて適切な情報を提供すること、自らにとって必要な情報を的確に得ることの大切さを再認識する必要があります。

### 取り組みの方針

福祉に関する支援を必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりをすすめます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

### 役割分担

自助	自分や家族の取り組み	知る	●普段から広報や回覧板等に目を通し、いざというときに必要な福祉の情報に関心を持ちます。
		伝える	●困ったときに必要な情報については、相談機関等へ積極的に伝えていきます。
互助・共助	隣近所で協力した取り組み	近所づきあい	●近所づきあいを大切にし、福祉に関する支援の情報を、お互いに気軽に交換し合える関係を築きます。
	地域の組織・団体の取り組み	情報交換の場づくり	●福祉に関する支援については、回覧板等を活用し積極的に周知し、講演会や研修会や座談会を開催したり、情報交換や意見交換ができる場や機会を設けます。 ●ふれあいいきいきサロンや子育てサークル等の場、しうがいがある人やその家族の団体での集まり等を活用し、情報を共有します。
共助	事業所（非営利法人を含む）等の取り組み	丁寧な説明	●福祉サービス事業所等では、利用者やその家族だけでなく、地域の人たちに支援の情報やサービス内容を理解してもらうため、わかりやすいホームページやパンフレットを作成したり、施設見学等を積極的に開催します。

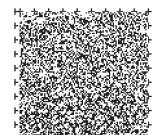


共助	社会福祉協議会の取り組み	広報の充実	●「社協だより」やホームページ、パンフレットを充実し、紙面の文字の拡大や平易な文章表記等、わかりやすい情報提供に努めます。
		地域の場の活用	●サロン等の小地域福祉活動の場に参加し、他の地域で行われている福祉活動や福祉の支援についての情報提供を行います。
		地域人材との連携	●民生委員児童委員や福祉委員等と連携し、きめ細かい情報の提供に努めます。
公助	行政の取り組み	広報の充実	●「広報やめ」やホームページ、パンフレット等で福祉情報を充実し、紙面の文字の拡大や平易な文章表記等、わかりやすい情報提供に努めます。また、FMハ女(防災ラジオ)を活用して広く情報を伝え、できるだけ対象者に届く配慮をします。
		公の場の活用	●地域の組織や団体、※保育所等や小・中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の周知・浸透に努めます。
		専門相談窓口の周知	<p>●福祉に関する支援についての情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図り、窓口では情報が正しく伝わるよう、コミュニケーション支援等の合理的配慮に努めます。</p> <p>●行政が主催する研修会等ではできるだけ様々な市民に情報が届くよう配慮します。</p> <p><b>●福祉に関する情報周知や窓口対応を充実するための点検リストを作成し、定期的な点検を行います。</b></p>

※「保育所等」とは保育所（園）・幼稚園・認定こども園を含みます。

### 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 28 年度)	⇒	目 標 (平成 33 年度)	担 当
福祉に関する情報周知や窓口対応のための点検リストによる達成度	未作成	⇒	100%	福祉課
福祉や介護や保育のことについての情報の得やすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	16.2%	⇒	25.0%	アンケート



# 基本目標 1 相談しやすい雰囲気づくり

## (2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

### 現状と課題

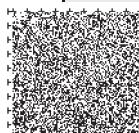
基礎調査の中で「子育ての情報が得られなかったり、悩んでいることをどこに相談したらいいかわからなかった。」「生活上の困難を抱えている人は、ますます地域とのつながりが疎遠になり、誰にどのように相談したらよいのかわからず、状況が悪化していることがある。」との意見が出され、より身近で気軽に相談できる場や機会を充実させる必要があります。

### 取り組みの方針

民生委員児童委員等の地域において相談活動に携わる人たちが、住民の身近で気軽な相談相手になるように、また、市役所や社会福祉協議会の相談窓口や※相談支援事業所、相談支援を行っている福祉サービス事業所等が住民にとってより身近で利便性の良いものとなるよう努めます。

### 役割分担

自助	自分や家族の取り組み	ひとりで抱え込まない	●困っているときには悩みをひとりで抱え込みます、相談しやすい人にまず相談します。
互助・共助	隣近所で協力した取り組み	気軽に相談できる近所づきあい	●近所づきあいを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築き、困っている様子を見かけたら、ひと声かけます。
	地域の組織・団体の取り組み	身近な相談相手	●民生委員児童委員等相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がける等、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。
共助	事業所（非営利法人を含む）等の取り組み	身近な相談相手	●福祉サービス事業所等が、利用者やその家族、地域の人たちにとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。
共助	社会福祉協議会の取り組み	総合相談、地域への訪問相談	●福祉に関する総合相談窓口を設け、必要な人が気軽に利用できる雰囲気と相談しやすい体制を整えます。 ●積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉に関する支援の利用につないでいく、※アウトリーチ型の支援をすすめます。



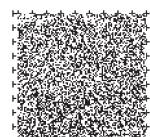
公助	行政の取り組み	利用しやすい相談窓口の周知と体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において相談活動に携わる人たちや地域の※相談支援事業所の周知を図ります。</li> <li>●誰もが必要なときに気軽に相談できるような雰囲気と相談しやすい体制を整えます。</li> <li>●地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいく、※アウトリーチ型の支援をすすめます。</li> <li>●※相談支援事業所を地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。</li> <li>●様々な相談窓口がわからなくても、先に相談した窓口から適切な支援へつながるような相談窓口のあり方について、検討をすすめます。</li> <li><b>●民生委員児童委員連絡協議会の活動を支援し、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。</b></li> </ul>
----	---------	---------------------	--

※「アウトリーチ」とは援助が必要であるにも関わらず、自発的に申出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すことを指します。

※「相談支援事業所」とは地域包括支援センターや子育て支援施設、障害者基幹相談支援センター等の公的な相談機関のことです。

### 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 28 年度)	⇒	目 標 (平成 33 年度)	担 当
民生委員児童委員からの活動報告相談件数	11,159 件	⇒	12,000 件	福祉課
地域において相談活動に携わる福祉委員に対する研修の開催回数・参加者数	2回 147 人	⇒	3回 170 人	社協
福祉や介護や保育のことについての相談のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	6.7%	⇒	25.0%	アンケート



# 基本目標 1 相談しやすい雰囲気づくり

## （3）相談支援の専門性や利便性を向上させる

### 現状と課題

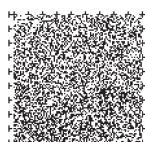
基礎調査の中で「生活上の困り事を抱えたときの相談先はまず、市役所等へ行く。」という意見が多く、そのためにも行政窓口や相談支援担当者の専門性を向上させる必要があります。また、近年では閉じこもり気味の人や相談を躊躇する人等、新たな課題を抱えた人へも相談支援ができるような取り組みが必要とされています。

### 取り組みの方針

困り事を抱える人の様々なニーズに適切に対応することができるよう、相談支援員の専門性を向上させると共に、きめ細かな相談対応をすすめる等、相談者の利便性向上に取り組みます。

### 役割分担

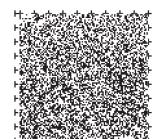
自助	自分や家族の取り組み	専門窓口の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>●難しい問題を自分や家族だけで抱え込まず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。</li><li>●福祉に関する支援について、どのような支援が必要なのかということを関係機関に伝える等、積極的に発信します。</li></ul>
互助・共助	隣近所で協力した取り組み	声かけ合い	<ul style="list-style-type: none"><li>●困ったら、専門的な相談窓口を利用するよう、お互い声をかけ合います。</li></ul>
	地域の組織・団体の取り組み	専門機関との協力	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域生活上の課題等は地域住民で共有し、解決策を専門的な支援機関と協力しながら協議します。</li></ul>
共助	事業所（非営利法人を含む）の取り組み	専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>●相談支援事業所等では、相談員の傾聴力や専門性の向上に努めると共に、相談者の利便性の向上、相談者の自己選択・自己決定を大切にした相談支援体制の充実を図ります。</li></ul>
共助	社会福祉協議会の取り組み	専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>●相談員の専門性の向上に努めると共に訪問相談も行う等、相談支援体制の充実を図ります。</li><li>●専門性の高い相談支援への対応と相談者の利便性の向上のため、市や各相談支援事業所と情報交換や連携を強化します。</li></ul>



公助	行政の取り組み	研修機会の確保	●相談担当職員の専門性向上のため、研修への参加を促進し、より専門性の高い相談支援にも対応できるよう、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所や機関等との連携、情報交換・共有を行い、相談支援体制の強化に努めます。
		各相談支援事業所の訪問型・伴走型支援	●担当する相談窓口が複数箇所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけ、必要に応じて同行する等、きめ細やかな支援をします。 ●相談窓口に訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行う等、相談支援の利便性向上に努めます。

### 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 28 年度)	⇒	目 標 (平成 33 年度)	担 当
地域包括支援センター職員の研修回数	40 回	⇒	60 回	介護長寿課
障害者基幹相談支援センター職員の研修回数	42 回	⇒	50 回	福祉課
子育て支援施設・家庭児童相談室職員の研修回数	20 回	⇒	25 回	子育て支援課
生活困窮者自立支援関係職員の研修回数	6 回	⇒	8 回	福祉課・社協
小地域ケア会議の開催回数	38 回	⇒	72 回	介護長寿課
日常生活圏域ケア会議の開催箇所と開催回数	6 箇所・ 0 回	⇒	6 箇所・ 36 回	介護長寿課・社協
障害者基幹相談支援センターの連絡会議開催回数	23 回	⇒	24 回	福祉課
子育てに関する相談件数（相談票作成件数）	39 件	⇒	50 件	子育て支援課
生活困窮者自立支援の自立支援調整会議開催回数	3 回	⇒	6 回	福祉課



## 基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

### (1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

#### 現状と課題

基礎調査の中で「介護者や子育てをする人は就労の機会や時間の確保が難しく、どうしても介護や子育てを家庭の中で抱え込んでしまう。」という意見が出されました。

また、高齢者の中には「自分の子どもに自分の面倒を頼みたくない、頼めない。」と考える人も多く、子世代は「家で面倒を見たくても、就労や子育て等で、現実的に細やかな面倒をみきれない。」というジレンマを抱えている様子がうかがえました。

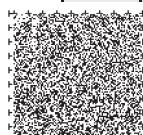
各種福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域での暮らしを支えるためには、移動手段を持たない人への支援やちょっとした地域での見守り・お手伝い等も必要になっています。

#### 取り組みの方針

法や制度に定める福祉サービスはもとより、制度外の支援も含め、必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりをすすめることで、安心して暮らせる支援の充実を図ります。

#### 役割分担

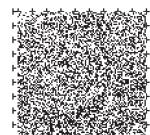
自助	自分や家族の取り組み	制度を知り、自らを守る	●自らの生活を守る制度について学び、苦情相談窓口や福祉サービス・成年後見制度等を必要に応じて活用します。
互助・共助	地域の組織・団体の取り組み	地域の事業所を知る	●地域の福祉サービス事業所の情報を知り、行事等へは積極的に参加するなど、福祉サービス事業所との交流を深めます。
共助	事業所(非営利法人を含む)等の取り組み	利用者本位・地域との信頼関係づくり	●利用者やその家族、地域の人が住みなれた地域で生活を継続できるように、地域住民が安心し信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。
共助	社会福祉協議会の取り組み	利用者・家族支援	●安心と信頼のできる質の高い福祉サービスを提供すると共に、家族介護者等への支援を強化します。
		地域課題把握と地域支援	●地域で課題となっている新たな福祉ニーズに対し、具体的な方策を検討し、地域の組織と協働しながらその解決策を検討します。
		権利擁護の充実	●金銭管理を含む日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知すると共に、生活支援員の質の向上に努め、本事業の円滑な実施をすすめます。



共助	社会福祉協議会の取り組み	権利擁護の充実	●市民から福祉サービス利用に関する苦情相談があった場合には、適切な苦情解決制度を説明すると共に、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐ等、その解決に向けて対応します。
		新たなニーズの発掘・支援	●公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業・活動の検討・実施に努めると共に、市民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。
公助	行政の取り組み	自主的活動の支援	●地域の市民等が自主的な活動として行う生活支援、助けあいの取り組みを支援し、推進します。
		事業者との意識共有	●社会福祉法人をはじめとした福祉サービス事業者と共に、市民生活を支えるためのサービスの質の向上や地域貢献の取り組みについて意識を共有し、支援します。
		子育て・介護等従事者支援の充実	●子育て家族や家族介護者等への支援の充実を図ります。
		公共交通等の検討	●予約型乗合タクシーの運用をはじめとした地域公共交通のあり方について、地域の高齢化、子育て支援の充実も見据え、利便性を高めるための各課協議・検討を行い、交通弱者への支援をすすめます。
		適切なサービスの利用支援	●福祉サービスを利用するにあたっての情報（第三者評価制度）や苦情解決のための支援、成年後見制度等について、周知・啓発します。

### 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 28 年度)	⇒	目標 (平成 33 年度)	担当
日常生活自立支援事業の利用契約者数	83 人	⇒	130 人	社協
八女市ふる里タクシーの 1 日平均の利用者数	217 人	⇒	240 人	地域振興課
交通等の便利さ（公共交通機関、道路状況）で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	17.9%	⇒	25.0%	アンケート



## 基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

### (2) 連携しながら相談支援をすすめる

#### 現状と課題

基礎調査で分野別の専門員に相談支援の際の課題を尋ねたところ、「解決が難しい相談は家族自体が複合的な問題を抱えていることが多く、丁寧にひも解き、複数の分野をつなぎながら支援をする必要がある。」との意見が多く聞かれました。

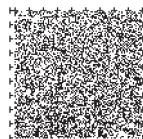
また、「経済的な支援が必要な家庭では、生活環境の悪化を放置し、いっそう悪化するという悪循環がみられる。」との意見が聞かれました。高齢者、しうがい者、子育て世帯共通して、支援が必要な人へ支援者が寄り添い、連携する必要があります。

#### 取り組みの方針

福祉や生活上の様々な相談には速やかに対応し、適切な支援につながるように、行政内はもとより、相談支援事業所や関係機関の間で情報共有や連携強化をすすめ、福祉分野にとどまらない、他分野を含めた包括的な相談支援をすすめます。

#### 役割分担

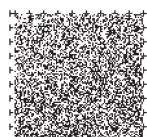
自助	自分や家族の取り組み	解決に向き合う	●複雑な困り事は、まず身近な人に相談し、信頼できる支援者の力を借りつつ、解決に向き合います。
互助・共助	隣近所で協力した取り組み	隣近所の見守り・声かけ	●隣近所の人が複雑で多くの福祉の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
	地域の組織・団体の取り組み	見守る・つなぐ	●住民が複雑で多くの問題を抱え込んでいるような場合には、本人の意向に大切に沿いながら、行政機関等の専門の相談窓口へつなぎます。
共助	事業所（非営利法人を含む）等の取り組み	多機関との連携	●分野以外の課題を抱える利用者へは、本人の意向に沿い、その課題に関する機関や事業所等と情報を共有・連携しながら相談支援します。



共助	社会福祉協議会の取り組み	福祉総合相談と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉総合相談センターは複雑な課題を抱える相談者の課題をひも解き、関係する機関や事業所等と情報を共有し、連携を図りながら、相談支援をすすめます。</li> <li>● 生活福祉資金貸付事業の申請時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、横断的な相談支援をすすめます。</li> </ul>
		分野横断的連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の組織や団体、事業所等と協力関係を構築しながら、福祉分野横断的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。</li> </ul>
公助	行政の取り組み	生活困窮者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に困窮する人やその世帯の支援方法・情報等を支援者間で共有し、速やかな相談支援ができるように努めます。</li> </ul>
		各相談支援窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で活動している相談支援員のネットワークを広げ、情報交換・共有の充実を図りながら、複雑で多問題化した福祉の課題を抱える人やその世帯を包括的かつ専門的に相談支援することができるよう努めます。</li> </ul>

### 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 28 年度)	⇒	目標 (平成 33 年度)	担当
八女市内の福祉に関する相談支援事業所のネットワーク会議の開催	〇回	⇒	2回	福祉課



## 基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

### (3) 連携した支援体制の充実を図る

#### 現状と課題

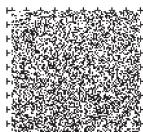
基礎調査で「多問題を抱える人や虐待の背景には、本人たちが孤立し、誰にも言い出せない様な環境があるのではないか。」「就労や地域生活に参加できず、親の年金等で生活する人の将来や、しうがいがある人の親なき後の支援についても支援の充実が必要だ。」という意見が出されました。また、市内でも高齢者等を狙った特殊詐欺被害が増加しており、福祉分野だけでなく、多角的な分野及び地域の組織も含めた支援体制の整備を図る必要があります。

#### 取り組みの方針

複雑で多問題化した福祉の課題を抱える人等への速やかな支援や虐待の早期発見・防止のために、市の各担当部署や相談支援事業所、福祉サービス事業所等が連携を強化し、地域の組織や団体とも連携が図れるような包括的な支援ができる体制づくりを行います。

#### 役割分担

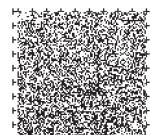
自助	自分や家族の取り組み	気づいたら相談機関へつなぐ	<ul style="list-style-type: none"><li>●自らや周囲の人が犯罪被害にあわないよう、お互い声かけ、見守りを意識します。</li><li>●虐待かもしれないと気がついたときには、その人が適切な支援につながるよう、警察や相談機関、市の担当課へ速やかに連絡します。</li></ul>
互助・共助	隣近所で協力した取り組み	生活課題や困難な問題への対応を周知し見守る、つなぐ	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の人に特殊詐欺被害の恐れがあったり、困難な問題を抱えているような場合には、速やかに専門の支援につながるよう、相談支援窓口の周知に協力します。</li><li>●虐待を防止するため、気にかかる家庭がある場合には、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力し、声かけや見守りを行います。</li></ul>
	地域の組織・団体の取り組み	新たなニーズの発見と支援の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>●社会生活になじめない人やしうがいがある人を抱える高齢者家族等新しいニーズを発見し、その支援について検討します。</li></ul>
共助	事業所(非営利法人を含む)等の取り組み	新たなニーズの発見と支援の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>●生活に困難を抱えている等多問題を抱える人の支援は、地域の組織や団体、事業所等の理解と協力を得ながら、市内社会福祉法人の協議体と連携し、その解決に向けた適切な体制づくりをすすめます。</li></ul>
共助	社会福祉協議会の取り組み	地域を基盤とした福祉的活動の支援体制	



公助	行政の取り組み	地域を基盤とした支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の組織や団体、事業所等へ理解と協力を求めながら、地域生活を基盤とした支援体制づくりをすすめます。</li> </ul>
		公的な福祉協議会の機能強化と横断的連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援事業の情報共有や支援の調整を行う、自立支援庁内連絡会議の充実を図ります。</li> <li>● 地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等（以下「公的な福祉協議会」という。）の協議の場をさらに機能充実します。</li> <li>● 公的な福祉協議会や支援者間のネットワークで横断的に連携し、情報交換や共有を図ることで、複雑で多問題化した福祉課題や消費生活相談等の新たな課題への解決に努めます。</li> </ul>
		適切な虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待問題に対応する相談や連絡窓口の周知を図り、速やかに対応できる体制づくりと、きめ細かい支援の充実を図ります。</li> <li>● 虐待の被害にあった人を一時的に保護する場合は速やかに対応し、福祉サービス事業所等と協力するなど、避難場所の確保に努めます。</li> </ul>

### 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 28 年度)	⇒	目 標 (平成 33 年度)	担 当
地域包括ケア推進会議の開催回数	1 回	⇒	2 回	介護長寿課・社協
要保護児童対策地域協議会の開催回数	8 地域・ 28 回	⇒	8 地域・ 28 回	子育て支援課
障害者等自立支援協議会の開催回数	全体会 1 回・ 部会 22 回	⇒	全体会 2 回・ 部会 24 回	福祉課
自立支援庁内連携会議の開催回数	2 回	⇒	3 回	福祉課
消費生活相談件数	449 件	⇒	550 件	防災安全課
福祉や介護や保育のサービスの現状で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	8.1%	⇒	25.0%	アンケート



共助 社会福祉協議会の取り組み	福祉的活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のまちづくり団体、行政区（町内会・自治会等）、各種福祉団体等が実施する福祉的な活動や行事を支援します。</li> <li>●高齢者等が気軽に参加できる福祉事業に取り組みます。</li> </ul>
公助 行政の取り組み	地域活動の啓発・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未来づくり協議会の研修会等地域活動の担い手となる人たちに向けた学習会や研修等を継続します。</li> <li>●市民向けの地域福祉・地域での支えあい等に関する研修を行います。</li> <li>●地域のまちづくり団体や行政区（町内会・自治会等）で行われている活動や行事について広く紹介します。</li> </ul>
	地域活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政区（町内会・自治会等）加入の促進、もしくは加入の継続を求めるための取り組みを行います。</li> <li>●老人クラブや子ども会等市民で組織される団体が活動しやすい支援を行います。</li> </ul>

### 評価指標と目標

評価指標	現 状 (平成 28 年度)	⇒	目 標 (平成 33 年度)	担 当
未来づくり協議会の研修会等への参加者数	346 人	⇒	400 人	地域振興課
老人クラブ加入者数	8,546 人	⇒	9,000 人	介護長寿課
地域活動や行事への参加のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	14.9%	⇒	25.0%	アンケート
行政区（町内会・自治会等）の活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	22.6%	⇒	50.0%	アンケート
行政区（町内会・自治会等）の活動以外の地域での活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	11.4%	⇒	25.0%	アンケート

